

失を出した納税者は、損失額に応じて翌年度の納税額を減らすことができるが、それは30%を超えてはならない。

- (12) «Пятый орган Греха» *Независимая газета*, 2005.8.3. (「グレフの第5の機関」『独立新聞』2005.8.3.)

参考文献 (注で記したものは除く)

- ・ Федеральный закон «Об особых экономических зонах в Российской Федерации» (「ロシア連邦の特別経済区に関する連邦法」)

<<http://www.akdi.ru/gd/proekt/096826GD.SHTM>>

- ・ Федеральный закон «О внесении изменений в некоторые законодательные акты в связи с принятием федерального закона «Об особых экономических зонах в Российской Федерации»» (「『ロシア連邦の特別経済区に関する連邦法』に関連するいくつかの法令の改正に関する連邦法」)
- <<http://www.akdi.ru/gd/proekt/096828GD.SHTM>>

(みぞぐち しゅうへい・海外立法情報課非常勤調査員)

【短信：ベトナム】

行政改革の動向

——地方行政を中心にして——

遠藤 聡

1986年にドイモイ（刷新）を開始し、市場経済の導入と対外開放路線を推進してきたベトナムでは、統治制度についても改革がなされてきた。それは、それまでの統制的な社会主義体制から民主化・法治国家^(注1)への移行を目的とするものであった。その法的基盤として制定されたのがドイモイ憲法とも称される1992年憲法^(注2)である。同憲法は2001年12月に改正され、一層の市場経済化と民主化の促進が盛り込まれるに至った。^(注3)

しかし、共産党一党制を堅持するベトナムでは、複数政党制への移行に関して公に議論される状況ではないことから、政治的民主化の中核となるのは行政改革であった。この行政改革において問題の中心となったのは、「民主集中原則」と「権力の分散」との相関、さらには「権力の分散」を象徴するものとしての地方行政の在り方である。というのも、ベトナムにおいて

は「地方自治」という概念は存在せず、地方行政機関は「地方における国家機関」とされているからである。

こうした状況において、ベトナム政府は2001年9月に「2001-2010包括的行政改革プログラム^(注4)」を発表し、総合的・具体的な改革計画を提示した。このような経緯を踏まえ、本稿では、ベトナムの地方行政における改革の動向を中心に検証することによって、行政改革への取り組みの現状を明らかにする。

I 行政改革

(1) 国家機関と民主集中原則

1992年に制定された「ベトナム社会主義共和国憲法」（1992年憲法）には、国家機関と民主集中原則について定める以下のような条項が存在する。

ベトナム

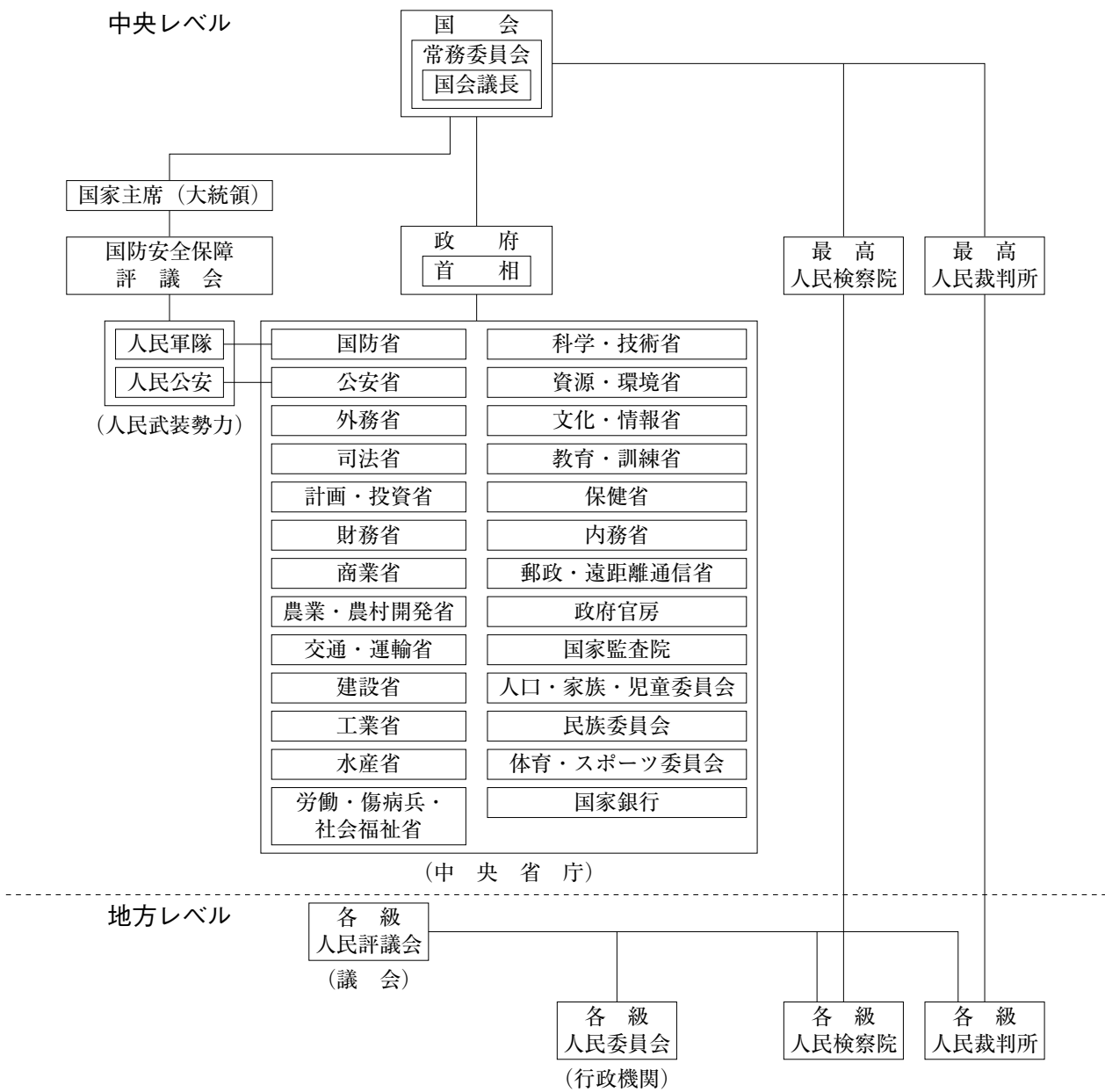
第 6 条：国会・人民評議会および全ての国家機関の組織および活動は民主集中原則により組織され、活動する。

第119条：人民評議会は国家権力の地方機関

であり、人民の意志・願望および統治を代表し、地方人民によって選ばれ、地方人民および上級国家機関に対して責任を負う。

第123条：人民委員会は人民評議会によって

図 1 国家機関図



（出所）今井昭夫・岩井美佐紀編著『現代ベトナムを知るための60章』明石書店，2004，p.255.

*第11期第 1 回国会（2002月 8 月）での中央省庁再編を受け、『アジア動向年報2005』アジア経済研究所，2005，p.243を参考にし、筆者が作成した。

*中央省庁は、20省および省と同格の 6 機関からなる。

*各級とは、地方（省・県・社など）の行政レベルを表す。

*人民評議会・人民委員会は「地方における国家機関」である。

*ベトナム共産党の党内序列との関連では、基本的に第 1 位が党書記長、第 2 位が国家主席、第 3 位が首相となっており、現在の国会議長は第12位となっている。

選出される、人民評議会の執行機関であり、地方における国家行政機関であり、憲法、法律および上級国家機関の公文書命令および人民評議会の決定を執行する責任を負う。

ここで示されている「民主集中原則」とは、ベトナムの国家機関や共産党などの活動を規定する組織原理である。「民主」原則とは、人民の意思を反映し、またその監視に服するという意味であり、「集中」原則とは少数者が多数者の決定に、そして「下級」が「上級」の決定に従うという意味とされている。^(注5) 換言すれば、「民主」とは下部の意思が上部の決定に反映されることであり、「集中」とは上部の決定に下部が従うことである。^(注6) これは民主主義の一形態とも目される制度ではあるが、実際には「民主」原則よりも「集中」原則の側面が強調されてきた。すなわち「個人が組織の決定に従う」、「下部が上部の決定に従う」、「地方が中央の決定に従う」制度になっている。

こうした「民主集中原則」を踏まえた上で、ベトナムにおける国家機関の組織構造を整理しておく（図1を参照）。

1992年憲法では、第83条で、国会は「人民の最高代表機関であり、国家の最高権力機関である」と位置づけられている。

国家元首である国家主席（大統領）は、国会議員の中から国会により選出される。国家主席の主な任務と権限は、憲法・法律・布告の公布、軍の統括、国防安全保障評議会議長としての権限、副国家主席・首相・最高人民裁判所長官・最高人民検察院院長の選任・解任・免職についての国会への提案などである（憲法第103条）。

行政機関としての政府は、首相、副首相、各大臣から構成され、中央省庁は20の省と、省と同格の6機関からなる。

首相は国家主席の提案に従って国会議員の中から国会により選出される。首相の主な任務と権限は、政府・閣僚・人民評議会の監督・指導、

副首相・閣僚の任命・解任・免職についての国会への提案、各省大臣の決定・指示・通達や人民評議会・人民委員会の決定・指令などの保留・取消しなどである（憲法第114条）。

これ以外の中央機関としては、国家主席の下に国防安全保障評議会が、その下に人民軍隊と人民公安が設置されており、また「司法」機関^(注7)として最高人民裁判所と最高人民検察院が設置されている。

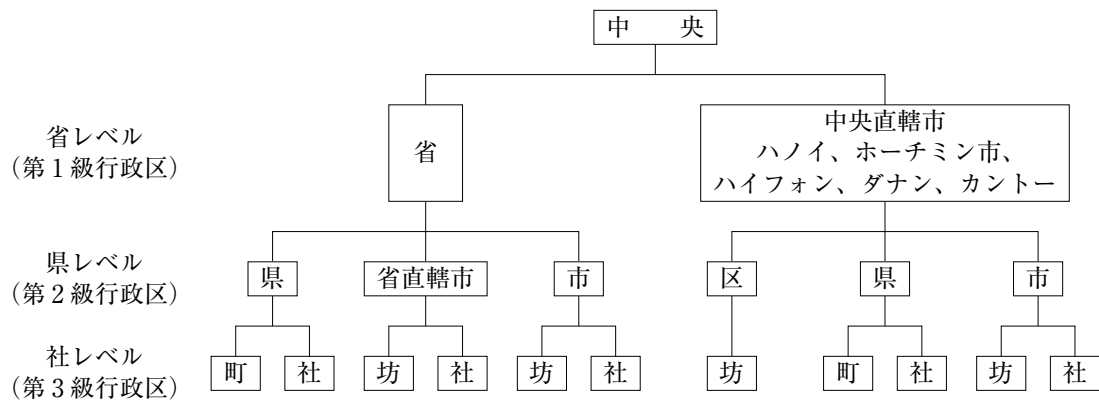
このように、中央の統治体制は、制度的には国会を中心とした法治国家として確立されていることになる。

地方における国家機関をみると、議会の役割を担う人民評議会、行政機関である人民委員会、司法機関である人民裁判所と人民検察院が設置されている。ベトナムの地方行政単位は、基本的には省（Tỉnh ティン）レベル（第1級行政区）、県（Huyện フェイエン）レベル（第2級行政区）、社（Xã サー）レベル（第3級行政レベル）の3レベルからなり（図2を参照）、それぞれのレベルにおいて上記の人民評議会、人民委員会および司法の各機関が設置されている。^(注8)

このようにベトナムの行政制度は、中央の政府・省庁と、各地方レベルにおける出先機関としての人民委員会によって構築されていることになる。

しかも、こうした中央集権制度は、ベトナム共産党やベトナム祖国戦線^(注9)による指導・監督の下に強化されている。憲法第4条で、「国家と社会を指導する勢力である」と規定されている共産党は、中央レベルにおいて、党大会、中央委員会、政治局などから構成されているが（図3を参照）、地方の省・県・社レベルにおいても同様な組織系統を構築している。大衆団体の連合体である祖国戦線も、それと同様な中央・地方組織系統をもち、主に党や国家の政策を国民に浸透させる役割を担っている。このようにベトナムにおいては、制度的には地方の末端に

図2 中央・地方行政単位



（出所）今井昭夫・岩井美佐紀編著『現代ベトナムを知るための60章』明石書店、2004、p.282.

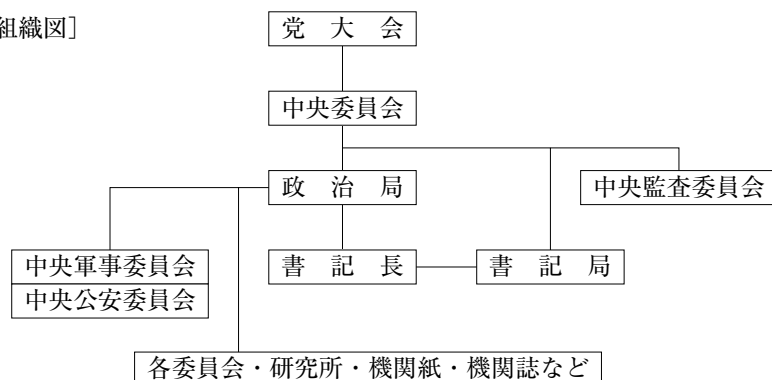
*白石昌也編著『ベトナムの国家機構』明石書店、2000、p.19;坪井善明『ヴェトナム現代政治』東京大学出版会、2002、p.187;寺本実「トレンド・レポート」『アジア研ワールド・トレンド』No.96、アジア経済研究所、2003、pp.50-51を参考にし、2003年11月の行政改革を受け、筆者が作成した。

*「社」は主に農村部に位置する「行政村」である。「坊」は都市部に位置する。

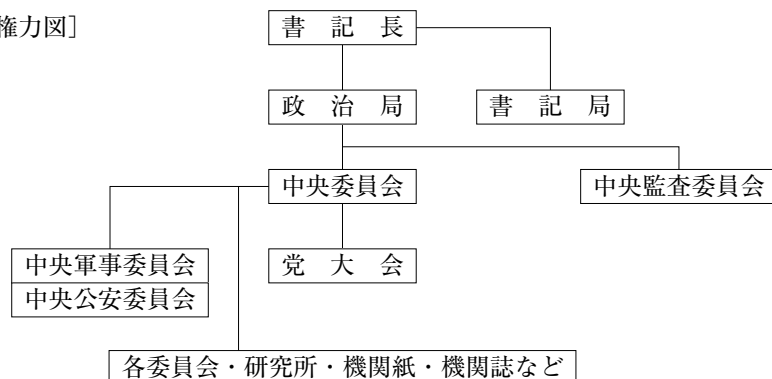
*2005年9月現在、59省、5中央直轄市がある。

図3 ベトナム共産党中央組織図

[制度上の組織図]



[実質上の権力図]



（出所）今井昭夫・岩井美佐紀編著『現代ベトナムを知るための60章』明石書店、2004、p.249.

*白石昌也編著『ベトナムの国家機構』明石書店、2000、p.23;坪井善明『ヴェトナム現代政治』東京大学出版会、2002、p.124を参考にし筆者が作成した。

*各名称については、慣例に従い略称・通称の場合もある。

*2001年4月の第9回党大会において書記局が再設置された。

*第9回党大会出席者は1,168人、中央委員は150人、政治局員は15人、書記局員は9人（うち5人は政治局員兼務）である。

までおよぶ中央集権制度が確立されている。

(2) 三権分業と地方分級

ベトナムでは、憲法第2条で「人民の人民による人民のための国家」と国家体制を規定している一方で、実際の政治状況は「党が指導し、国家が管理し、人民が主人となる」となっている。すなわち、党によって指導されている国家が、社会や人民を管理するという政治体制が築かれていることになる。これにより、国家権力として立法・行政・司法の三権がそれぞれ規定されているものの、それらは「三権分立」としてではなく「三権分業」として捉えられている。ベトナムでは、国家権力の三権が「統一」され、その中で「分業」を行うという原則に立っているからである。^(注10)すなわち、国家は「統一的国家権力の原則」に従って組織されるという考え方を前提とした上で、統一的で不可分の国家権力の下で、国会、政府、人民裁判所、人民検察院が相互に協調しながら職能と任務を分担するという仕組みが成り立っている。

さらにベトナムの統治制度は、「部門 (nganh ガイン)」と「級 (cap カップ)」という2つの編成原理によって構成されている。「部門」とは、農業部門・対外部門・国防部門といった特定の専門領域を示す水平的なカテゴリーであり、「級」とは、中央から地方末端に至る垂直的なカテゴリーである。^(注11)「級」は具体的には、中央レベル、地方省レベル、県レベル、社レベルの4級に分類され、下位レベルの「級」は、それぞれ上位レベルの「級」による監督と監視の下に置かれている。したがってベトナムでは、「部門」ごとに、「級」のヒエラルキーの中で、国家機関の間の上下関係が構築されていることになる。

そして、前述した「民主集中原則」に則り、ベトナムの地方行政は、「一つの国家権力」の中で各「級」における役割分担として位置づけ

られる。よってベトナムでは、厳密に言えば、中央から地方への権限の委譲を意味する地方分権化や地方自治という概念は存在せず、中央から地方への業務・役割の分担を意味する「地方分級」という概念が使用されていると理解される。なお、本稿では一般化された用語として「地方分権」を用いる場合もある。

(3) 行政改革プログラム

ベトナムでは、1990年代以降、行政改革の必要性が叫ばれてきた。市場経済化と対外開放という国家の政策に応じた行政の合理化に対する内外からの要請が大きかったからである。

1994年1月のベトナム共産党中間党大会へ提出された政治報告で「行政改革」の推進が提起されたことを受け、ベトナム政府は、同年5月に「人民と組織の仕事処理における行政手続きの第一歩の改革に関する政府決議」(政府決議38号)を発令した。^(注12)さらに1995年1月の党中央委員会で、「行政改革の第一歩を踏み出すことを中心として、国家を引き続き建設し整備しよう」との決議が採択され、1996年6月の第8回党大会で行政改革の推進が決議された。^(注13)

ここで示された行政改革の要点は、①行政制度改革、②国家機関の組織改革、③幹部・公務員問題の3点であった。^(注14)ところが、2001年4月の第9回党大会での政治報告では、「行政改革の進行は遅れ、効果は非常に限られている。国家機関の組織は簡素化されておらず、行政手続きが煩雑である。上と下、中央と地方の行動が統一されておらず、経済・社会の発展に支障をきたしている。少なからぬ幹部・公務員が道徳や品格の上で劣り、専門知識や専門技能において能力が低い」との評価が下された。^(注15)

こうした経緯を経て作成されたのが、2001年9月に首相決定第136号の付属文書として公表された「2001-2010包括的行政改革プログラム」である。

同プログラムでは、9つの目標として、①時代に沿った法制度の整備、②透明性が高く簡略化された行政手続きの構築、③各行政機関における明確な機能、権限、責任などの再定義、④政府組織の改編、⑤中央と地方、各地方レベルでの分権化、⑥公務員の削減、質の向上、⑦給与改革、⑧財政構造改革、⑨行政システムの近代化、が挙げられている^(注16)。

従来の行政改革の3つの要点に、財政改革が加わり、4つの要点となった。以下、それらの要点の進展状況を整理しておく^(注17)。

第1の行政制度改革では、法整備の加速化と立法過程の公開、行政手続きの簡略化・効率化が図られた。その例として、2001年12月の憲法改正をはじめ、2002年12月の国家予算法改正、2003年11月の土地法・国営企業法・合作社法の改正や、「1つの窓口、1つの印鑑」というスローガンが提唱されていることが挙げられる。

第2の国家機関の組織改革では、中央省庁の再編とともに地方国家機関の再編が実施されている。

第3の幹部・公務員問題では、公務員法（幹部および公務員に関する法令、1998年制定）が2003年7月に改正され、公務員の権利と義務、職階制、採用形態、給与体系などを明確化した。

第4の財政改革では、地方分権化の促進、予算の配分基準と配分方法の変更、公共サービスに対する財政制度の改革が盛り込まれている。

なお、同プログラムでは、5つの主要な方針として、①リーダーシップの強化・発揮、②政治システムの刷新に合わせたプログラムの実施、③中央と地方での歩調を合わせたプログラムの実施、④財政的・人的資源の十分な投入、⑤情報普及と広報活動の強化が、また7つの行動計画として、①法的文書の質の向上、②行政システムにおける役割・機能の明確化、③人員削減、④公務員の質の改善、⑤給与改革、⑥財政管理機構の刷新、⑦行政システムの近代化が、挙げ

られている^(注18)。また、行政改革を担当する国家機関であった政府組織委員会（中央省庁と同格）は、2002年8月に内務省へと改組され、その中に行政改革局が設置された。

II 地方制度

(1) 地方行政組織

ベトナムの地方行政制度は、1994年に制定された組織法（人民評議会および人民委員会組織法）によって規定されており、前述したように地方行政単位は、省レベル、県レベル、社レベルの三層構造になっている。そして、それぞれの単位ごとに、地方議会としての人民評議会、その執行機関である人民委員会が設置されている^(注19)。

人民評議会は、地方議会としての機能をもち、組織法によって「地方における国家権力機関」として位置づけられており、地方住民と上位レベルの人民評議会に対する責任を負うと規定されている。人民評議会議員は地方選挙によって選出される。その任務と権限は、国会や上位レベルの人民評議会の指導の下に、社会と経済の建設と開発を促進する業務と方策を決定し、地方における国防と治安、住民の生活の向上、国家に対する地方の義務を果たし、下位レベルの人民評議会、人民委員会、人民裁判所、人民検察院の活動を監督することとされている。

人民委員会は、地方行政機関としての機能をもち、組織法によって「地方における国家行政機関および人民評議会の執行機関」として位置づけられており、上級レベルの国家機関の文書と同レベルの人民評議会の決議を施行する任務を負うと規定されている。人民委員会は、同レベルの人民評議会によって選出され、主席、副主席、委員から構成される。その活動は、同レベルの人民評議会と上級レベルの国家機関に対して責任を負うとされている。また、その任務と権限は、人民委員会に所属する専門機関に対

する指導、一段階下級レベルの人民委員会・人民評議会に対する指導となっている。

また、地方の財政に関しては、1996年に制定された国家予算法で規定されている（2002年12月に改正）。それによれば、各地方の予算は、中央政府予算とともに国家予算の一部として計上され、地方ごとにおける予算の独立性は存在しない。中央財政と地方財政の関連については、予算作成の際に、上位レベルから下位レベルに予算方針が伝えられ、その方針に従って各行政組織が作成した予算計画が下位レベルから上位レベルに提出され、最終的に国家全体の予算としてまとめられる。

このようにベトナムにおいては、中央の国会・政府と、各レベルの「地方における国家機関」である人民評議会・人民委員会との上下関係が強固に確立されている。

さらに言えば、共産党や祖国戦線の地方組織との密接な関係も構築されている。人民評議会や人民委員会の多くの構成員は共産党員で占められており、その要職は党委員会（党の地方組織の執行部）の委員が兼務している場合が多い。また、人民評議会選挙に立候補する際には、祖国戦線による推薦・紹介が必要とされている。なお、祖国戦線は、人民評議会と人民委員会への出席が可能となっている。

(2) 地方行政改革

ベトナムでは、2003年11月に組織法と人民評議会選挙法が改正された。^(注20)

改正組織法では、人民評議会の監督権が詳細に規定された。これにより、人民評議会は人民評議会の代表委員会・特別委員会、人民裁判所に対して、報告書の提出を要求する権限をもつことになり、また人民評議会議長・副議長、人民委員会委員の罷免権をもつことになった。換言すれば、「地方議会」としての人民評議会の地位が向上したと捉えられる。

また改正選挙法では、人民評議会の定員が増員されるとともに、議員には少数民族および女性を含まなくてはならないと規定された。

しかし、こうした法改正にもかかわらず、人民評議会と人民委員会の機能や責任の共有が残されていることや、都市部と農村部における地方行政の機能の相違を認める措置はなされていないなどの問題点も指摘されている。

ところで、ドイモイの進展によって経済成長を遂げてきたベトナムでは、地域間ごとの経済格差や公務員の汚職が問題視されている。そうした状況に対する地方からの異議申し立ての顕著な例が、1997年5月にベトナム北部に位置するタイビン省で発生した農民抗議暴動である。

それに対する中央の対応として3つの措置、すなわち①住民参加、②地方公務員の身分規定、③財政の分級の推進、がなされた。

まず、1998年2月に共産党が「基礎における民主規則の構築と実行に関する政治局指示」(30号指示)^(注21)を発令した。同指示は、既存の政治体制強化を目標とする制約の下で、社（末端の地方行政単位）のような基礎レベルにおけるインフラ整備などの諸政策の決定過程や実行監視などへの住民の参加を確保することを意図したものである。これは、「人民が知り、人民が議論し、人民が行い、人民が検査する」という方針が具体化・法制化されていないという認識でもあった。^(注22)この指示を受け、政府は同年5月に「社における民主実現の規定」を公布し、地方行政への住民参加の内容や方法が具体化されることになった。^(注23)

つぎに、ベトナムでは地方行政機関で働く者に対する職能・身分の位置づけが明確ではなかったが、例えば、2003年10月に発令された「社・坊・町の幹部・公務員に関する政府議定」や「社・坊・町における幹部・公務員に対する制度・政策に関する政府議定」において、地方公務員に対する権利・義務・待遇などが明確化された。^(注24)

そして、2004年6月には、地方への分級を大幅に進めることを意図した「政府と省・中央直轄市間の継続的国家管理の分級に関する政府決議」(政府決議08号)が発令された。この政府決議は、中央と第1級地方行政単位である省レベル(省・中央直轄市)の間の分級に焦点を当てたものであるが、これに基づき各級地方行政間(省-県-社)^(注25)の国家管理の分級を継続的に実施するとしている。

(3) 地方財政改革

ベトナムの国家予算法は1996年に制定されたが、2002年12月に全面的に改正された^(注26)。その改正国家予算法は、2004年度予算から適用されている。

改正国家予算法は財政改革の目的として、国会・各級人民評議会の任務・権限の強化を重要課題として挙げている^(注27)。中央予算と地方予算との関連については、従来の「国家予算は、中央予算と地方予算からなる」という条文が、「地方予算は、人民評議会と人民委員会のある各級行政単位の予算からなる」(第4条第1項)に改められ、地方予算に関する定義づけがなされた。さらに地方予算に関して第4条第2項で、「移譲された任務を実施するための財源を配分させる」、「地方はその予算内で歳入歳出の均衡を図る能力を高め、地方予算を発展させ、上級予算からの補助額を徐々に減らさなければならない」、「社予算に対しての財源を強化する」などの条文が盛り込まれた。すなわち、地方予算の主導性の強化ならびに基礎レベルの財源強化が明確な目標として示されたことになる。

その一方で、同条同項において「中央予算は主導的な役割を担い、国家の戦略的任務、重要な任務実施を保証し、予算収支バランスのとれない地方への補助を行う」と規定していることから、依然として中央予算は地方予算に対して主導的な役割を担うものとされている。ベト

ナム政府は、中央予算と地方予算に関して、執行段階において、国会が承認した当該省庁・機関や地方予算への財源補充額を上回る補充はしないことを明言するとともに、地方に対して自立的財政に向かうことを求めている^(注28)。これは、国家予算作成における国会の権限を尊重することとともに、各級人民評議会の権限を強化することを目指していると捉えられる。

また改正国家予算法によって、地方財政の強化が試みられた。例えば、税収面では、それまで全額が中央政府の税源とされてきた特別消費税のうち、国内消費関連部分とガソリン税を中央と地方の共有税とした^(注29)。財政移転面では、新たに「特定目的移転」が設けられ、自然災害復旧、貧困対策、国家プロジェクトへの歳出が、中央から地方へ補助金として直接特別歳出することが明記された^(注30)。これらは、前述した1997年に発生したタイビン省の農民暴動や、2001年2月から注目されている中部高原における少数民族暴動の原因の1つにも挙げられる地域間の経済格差への対処とも考えられる。

このように地方財政改革への試みが進んでいるものの、主要な財源は中央予算となっていることも事実である。しかしながら、改正国家予算法では、地方間で配分する財源の権限の委譲や、中央と地方間で配分する財源の増収分の一定割合を地方が享受することなども盛り込まれてはいる^(注31)。さらに、前述した2004年6月に出された「政府と省・中央直轄市間の継続的国家管理の分級に関する政府決議」においても、①開発の日程、計画、投資に関わる管理の分級、②国家予算管理の分級、③土地、資源、国家財産管理の分級、④国有企業の分級、⑤公共事業、サービス活動管理の分級、などが挙げられているとともに、「経済社会5か年計画、年次計画は当該級により決定される」との文言も盛り込まれた^(注32)。こうしたことから、経済社会開発面における地方の役割と責任が、今後注目される。

注

- (1) ベトナム語の語源では「法権 (phap quyen ファップクイエン) 国家」となる。ベトナムでは、国家機関が制定する法規として、①国会が制定する憲法・法律・決議、②国会常務委員会が制定する法令・決議、③国家主席が制定する国家主席令・決定、④政府が制定する政府決議・議定、があり、これ以外に、首相の決定・指示、各省大臣の決定・指示・通達、最高人民裁判所裁判官会議の決議、最高人民検察院院長の決定・指示・通達などがある。党機関では、政治局決議、中央委員会決議、党大会の決議、各級党組織の決定がある。詳しくは、中野亜里「国家機関」今井昭夫・岩井美佐紀編著『現代ベトナムを知るための60章』明石書店、2004、pp.253-257.
- (2) それまで施行されていた1980年憲法は社会主義憲法と呼べるものであった。1992年憲法の全文は、*Socialist Republic of Vietnam Constitution 1992*. Hanoi : The Gioi Foreign Languages Publishing House, 1992; “Constitution of the Socialist Republic of Vietnam 1992,” *A Selection of Fundamental Laws of Vietnam: Latest Legislation*. Hanoi : The Gioi Publishers, 2001, pp.1-51.
- (3) 第10期第10回国会において1992年憲法が改正された(国会決議2001年第51号)。改正された条項は、“Nghi Quyet So 51/2001/QH Ngay 25-12-2001 cua Ky Hop Thu 10, Quoc Hoi Khoa X,” *Cac Luat Phap Lenh cua Quoc Hoi Uy Ban Thuong Vu Quoc Hoi Khoa X: Ban Hanh Cac Nam 2000-2002*. Ha Noi : Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, 2002, pp.365-375.
- (4) 「2001-2010包括的行政改革プログラム」の全文は、“17-9-2001- Quyet dinh so 136/2001/QD-TTg phe duyet Chuong trinh tong the cai cach hanh chinh nha nuoc giai doan 2001- 2010,” *Cong Hoa Xa Hoi Chu Nghia Viet Nam Cong Bao*, So 39 (1578), October 22, 2001, pp.2583-2598.これはベトナムの『官報』である。
- (5) 白石昌也「党・国家機構概観」白石昌也編著『ベトナムの国家機構』明石書店、2000、pp.20-21.
- (6) 以下、遠藤聡「ベトナム共産党」今井・岩井 前掲注(1), pp.247-248による。
- (7) ベトナムでは憲法上は「司法」という文言はなく、第126条で人民検察院と人民裁判所の設置が規定されている。ただし共産党においては「司法」の文言が使用されている。武藤司郎「司法制度」白石編著前掲注(5), pp.117-119.
- (8) たとえば、省人民委員会、県人民委員会、社人民委員会、となる。
- (9) 前身は抗仏・抗日組織として1941年に設立されたベトナム独立同盟(ベトミン)である。1954年にベトナムが南北に分断された後、北ベトナムにおいて、1955年、それが改組されベトナム祖国戦線となる。1960年に南ベトナムで結成された南ベトナム解放民族戦線などを、1976年の国家統一の後に吸収し、現在に至る。主な構成団体は、共産党、労働総同盟、農民連合会、女性連合会などである。憲法第9条で、「ベトナム祖国戦線は、人民の政治権力の基礎であり、民族の統一と団結を推進し、人民の主権者としての権利行使を奨励する」と規定されている。
- (10) 以下、中野亜里「『ベトナム的社会主義的法治国家』の建設－革命の新段階における政治指導のドイモイ」白石昌也・竹内郁雄編『ベトナムのドイモイの新展開』アジア経済研究所、1999、pp.132-135を参照した。
- (11) 以下、白石昌也「党・国家機構概観」白石編著 前掲注(5), pp.18-20を参照した。
- (12) 詳しくは、寺本実「ベトナムにおける地方行政改革－ハノイ市の取り組み－」石田暁恵・五島文雄編『国際経済参入期のベトナム』アジア経済研究所、2004、pp.344-351.
- (13) 詳しくは、古田元夫「行政改革」白石編著 前掲注(5), pp.186-190.
- (14) ベトナムにおける公務員の定義は明確ではなく、幹部と公務員を並列的に捉えている。本稿では暫定的に、党・政治団体、軍・警察・公安、大衆団体などの職員を「幹部 (can bo カンボ)」、国家機関などの職員を「公務員 (cong chuc コンチュック)」と定

- 義しておく。詳しくは、貴志功「公務員制度」白石編著 前掲注(5), pp.154-160.
- (15) 詳しくは、五島文雄「ベトナムの行政改革と社レベルの変容」石田・五島 前掲注(12), pp.226-229.
- (16) 『ベトナムの行政改革』(CLAIR REPORT No.233) 自治体国際化協会, 2002.9, pp.20-32.
- (17) 以下、五島 前掲注(15), pp.230-254を参照した。
- (18) 前掲注(16), pp.28-30.
- (19) 以下、同上, pp.6-11; 野本啓介「地方行政組織」白石編著 前掲注(5), pp.249-267を参照した。
- (20) 以下、「ベトナム社会主義共和国」『ASEAN 諸国の地方行政』自治体国際化協会, 2004.4, pp.196-197; “Change clarify roles for local authorities.” *Viet Nam News*, November 6, 2003を参照した。
- (21) 詳しくは、寺本実『『基礎における民主規則指示』発動の契機－公刊資料による1997年タイビン省農民抗議行動理解の試み－』『地域経済統合とベトナム－発展の現段階－』アジア経済研究所, 2003.3, pp.88-93.
- (22) 『アジア動向年報2003』アジア経済研究所, 2003, pp.206-207.
- (23) 大村晴「中央と地方」今井・岩井 前掲注(1), p.281.
- (24) 『アジア動向年報2004』アジア経済研究所, 2004, p.211. ここで記した「坊」と「町」は、「社」と同格である地方基礎レベルの行政単位の名称である。都市部、農村部、面積、人口などで、名称が異なる。図2「中央・地方行政単位」を参照。なお、引用文献においては、「町」を「市鎮」と記してある。
- (25) 『アジア動向年報2005』アジア経済研究所, 2005, pp.226-227. なお、省と同格である中央直轄市は、ハノイ、ホーチミン市、ハイフォン、ダナン、カントーである。
- (26) 改正国家予算法の全文は、“Luât Ngan Sach Nha Nuoc (So 01/2002/QH11 ngay 16/12/2002),” *Tim Hieu Cac Quy Dinh Phap Luat ve Ngan Sach Nha Nuoc Nam 2004*. Ha Noi : Nha Xuat Ban Lao Dong – Xa Hoi, 2003, pp.7-60.
- (27) 以下、本多幸恵「予算制度改革からみる中央・地方関係－分権化の進展－」石田・五島 前掲注(12), pp.318-323を参照した。
- (28) 同上, p.297による。
- (29) 田近栄治「市場経済化と財政－税制と地方財政を中心として－」『ベトナムの経済改革と日本の支援』（環太平洋ビジネス情報 RIM 別冊）日本総研調査部 環太平洋研究センター, 2003.6, p.32. なお、財源一覧は、本多 前掲注(27), pp.327-332を参照されたい。
- (30) 田近 前掲注(29), p.32.
- (31) 本多 前掲注(27), p.323.
- (32) 前掲注(25), pp.226-227.

参考文献

- ・『ベトナムの行政』総務省大臣官房企画課, 2004.7.
 - ・Scott Fritzen, “The ‘foundation of public administration’? Decentralization and its discontents in transitional Vietnam.” *The Public Policy Program*, National University of Singapore, December, 2002. 国立シンガポール大学リークアンユー公共政策スクールの Web サイト < <http://www.spp.nus.edu.sg/docs/wp/wp23.pdf> > から PDF ファイルを取得。(last access 2005.9.30)
 - ・Clay G. Wescott, “Hierarchies, Network, and Local Government in Viet Nam.” *International Public Management Review*, Vol.4, 2003, pp.20-40.
 - ・National Academy of Public Administration of Vietnam, *Public Administration Reform in Vietnam: The Role of Local Administrative Organs at Different Levels and Central-Local Relations*, Joint Research Program Data Series No. 7. Institute of Developing Economies (IDE-JETRO), March, 2004.
- (えんどう さとし・海外立法情報課非常勤調査員)